

4 危機的な財政状況に対応した地方税財政措置について

(総務省、財務省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額については、平成22年度の水準を実質的に下回らないよう確保することはもとより、本県を始め、急激な税収減に直面している地方財政の窮状を踏まえ、地方交付税の増額など、セーフティネットとしての地方財政措置の大幅な拡充を図ること。
- (2) 地方財政措置の拡充に際しては、臨時財政対策債のウェイトを過度に高めるのではなく、法定率の引き上げ等により地方交付税総額の増額を図ること。
- (3) 地方法人特別税については、早期に地方税として元に復すこと。
- (4) 地方債の円滑な資金調達のための支援策を講じること。

(背景)

- 「財政運営戦略」(平成22年6月閣議決定)において、国が、地方財政の自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないことや、交付団体はじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額は、中期財政フレームの期間中(平成23～25年度)、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することなどが明記された。
- 本県では、平成20年秋以降急激に悪化した企業収益がいまだ回復に至らず、依然として厳しい雇用・所得環境が続いていることなどから平成22年度の県税収入は、かつてない規模の大幅な減収となった平成21年度から更に1,000億円を超える減収となり、2年間で約5,000億円もの減少が見込まれている。
- 円高や海外景気の下振れリスクなどにより、本県の基幹産業である外需への依存の高い製造業を中心に、県内企業の経営や雇用情勢が一層厳しさを増すことが懸念される。平成23年度も県税収入の大きな回復を見込むことはできない中、義務的経費が確実に増加し、引き続き多額の収支不足が見込まれる大変厳しい財政運営を余儀なくされる状況にある。
- こうしたことから、引き続き税収減のセーフティネットとしての地方財政措置の確保は極めて重要である。平成22年度の地方交付税の算定においては、本県の税収、行政需要の実態を反映し、前年度を大きく上回る地方財政措置の決定がなされたが、臨時財政対策債の算定方法の変更により、地方交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が大きくなっており、県債残高が大幅に増加する大きな要因となっている。問題を抜本的に解決するためには、法定率の引き上げなどにより交付税の原資を拡充することが不可欠である。

- 平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部が国税化され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権に逆行するものであるとして、本県は、その導入時から強く反対してきた。
- また、本県は当分の間、財源対策として特例的な地方債の発行が避けられないが、円滑に資金を調達するため、地方債発行の早期同意など、柔軟な対応や資金の安定的な供給のための公的資金の確保が求められる。

(参 考)

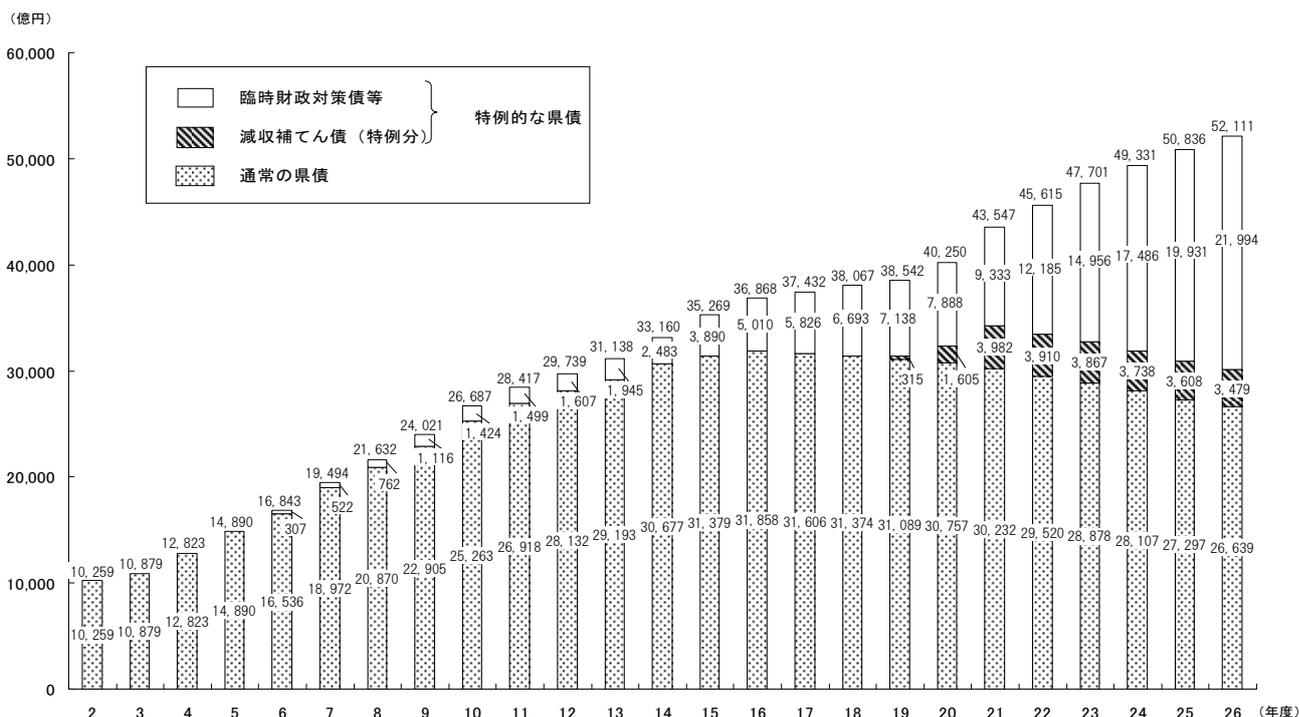
1 地財計画と愛知県の税収の比較

(単位：億円)

	平成20年度①	平成21年度	平成22年度②	伸び率 (%) ①/②
地財計画道府県税 (うち法人二税)	188,403 (69,237)	154,218 (37,916)	129,226 (22,274)	△31.4 (△67.8)
愛知県県税当初予算 (うち法人二税)	13,600 (5,598)	9,680 (1,981)	8,666 (1,623)	△36.3 (△71.0)

2年間で約5,000億円の減収

2 愛知県の県債残高の推移



(注) 平成20年度までは決算額。平成21年度は決算見込ベース。平成22年度は当初予算ベース、平成23年度以降は本県財政中期試算ベース
白抜きは、国の制度に基づき発行する特例的な県債であり、ここでは臨時財政対策債、減収補てん債、臨時税収補てん債、退職手当債、国税化資金手当債の計としている。